

もしも家族に介護が必要になったら

いざというとき、まず何をしたらよいのか知っておきましょう

突然家族や身近な人に介護が必要になったとき、
あわてなくてすむように日頃から知っておきたいこと



40歳以上の国民は介護保険料を毎月支払っています。
その中で介護保険サービスを受けられるのは、
次の場合です。



(1) 65歳以上の高齢者で介護が必要と認定された人

**(2) 40～64歳の医療保険に加入している人で、
特定疾病により介護が必要と認定された場合**

(特定疾病は老化に伴う病気：後縦靱帯硬化症、
関節リウマチ、骨折を伴う骨粗鬆症、両側の膝または
股関節に著しい変形を伴う変形性関節症など16疾病)

介護も社会化の時代

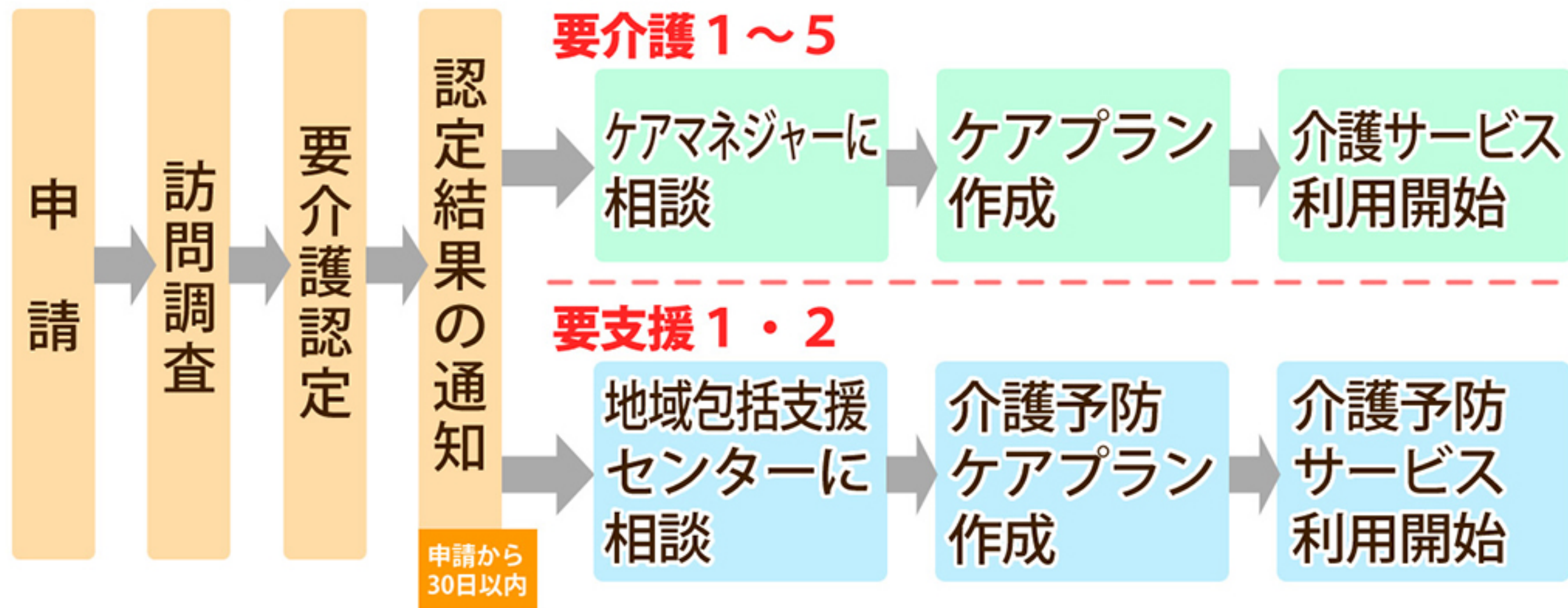
少子高齢化が進む中、もはや介護は家族だけで対応できる問題ではなくなってきています。

介護も社会化の時代です。

すべてを一人で抱え込まず、**社会的なサービス**を活用しながら支援していきましょう。



●介護保険サービス利用の流れ



当院の介護保険サービスのご紹介

当院の介護リハビリでは要介護段階の方々に
身体の維持を目的とし、日常生活が少しでも
楽に過ごして頂ける様に**通所および**
訪問リハビリを提供しております。



当院の介護保険サービスのご紹介

特徴としては、**整形外科医院に併設で**
医師の指導のもと理学療法士、
リハビリスタッフ、看護師の
チーム医療の一環として
リハビリテーションをおこなうこと。



当院の介護保険サービスのご紹介

通所リハビリ(1 - 2 時間)

短い時間で集中的な個別リハに
特化し、場合に応じては物理療法や
集団リハビリ、生活指導等のサービスも提供しています。



当院の介護保険サービスのご紹介

詳しくは当院スタッフまで

☎ 075-871-0519 (代表)

☎ 075-871-0551 (地域連携室)

